

平成27年5月27日

保護者 様

千葉県立柏の葉高等学校
校 長 渡部 徹
生徒指導部長 伊藤 信夫

改正道路交通法の一部施行について（お知らせとお願い）

初夏の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る25年6月に公布された改正道路交通法の一部が来たる平成27年6月1日より施行されます。内容といたしましては、交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の運転者には有料講習の受講が義務づけられ、命令を無視すると5万円以下の罰金が科せられ、高校生も適用の対象となります。

本校では5月7日に交通安全教室を実施し、各HRでも交通安全に関して指導しておりますが、一方では大事に至らなかったものの自転車関連の交通事故が数件発生しております。つきましては下記に今回の改正で示された交通の危険を生じさせる違反項目を載せましたので、ご確認の上、各ご家庭でお子様への指導をよろしくお願いいたします。

記

1 信号無視	8 交差点優先車妨害等
2 通行禁止違反	9 環状交差点の安全進行義務違反
3 歩行者用道路徐行違反	10 指定場所一時不停止等
4 通行区分違反	11 歩道通行時の通行の方法違反
5 路側帯通行時の歩行者通行妨害	12 ブレーキ不良自転車運転
6 遮断踏切立入り	13 酒酔い運転
7 交差点安全進行義務違反等	14 安全運転義務違反

(備考)

上記14に含まれると考えられる傘差し運転・運転中の携帯電話や大音量でのヘッドホン使用などのほか、従来から取締りの対象とされている二人乗りを含めて、通学時以外でも注意するようお願いいたします。